

## 道路工事（自費工事）施行承認手続き

車両乗入れのための歩道切下げなど、沿道の方のご都合によって道路工事を行う必要がある場合に、道路管理者に申請し事前承認（道路法24条）を受けた上で、自ら施工業者と調整のうえ、費用を負担（同法57条）して工事いただいています。

(1) 車両乗入れのための歩道切下げの主な基準を満たすものかご確認ください。

(2) 事前協議の際は、次の資料を可能な限りご用意のうえ、ご来所ください。

① 申請箇所の現況写真（正面及び側面）

※工事予定部及び左右の状況（支障物件、隣接切下げ部、植樹帯など）を確認できるものをお願いいたします。

② 現況図、計画図（各々平面図及び立面図）

※現地をよく確認し、道路施設（ガードレール、植栽等）及び道路工作物（電柱、各種標識、マンホールなど）を正確に図示してください。

※予定切下げの位置及び延長、隣接切下げや横断歩道などとの離隔、隣地境界位置、支障物件を記入して下さい。

③ 駐車場位置、車両入路がわかる図面（1階平面図等）【永久切下げは必須】

④ 車両軌跡図【承認基準を超える場合は必須】

※現に通行予定のある車両のうち、最大車両寸法・軌跡図をご用意ください。

作成にあたっては、所轄警察署と事前に調整をお願いします。

⑤ 植栽関係の調査（種類、数量、写真）

※高木は目通り（地上1.2m幹回り）を測定し、測定値を読み取れるように撮影してください。

※移植が原則です。移植先（工事予定部の周辺）を事前に現地で調査いただき、移植予定先の案内図と現況写真もご持参ください。担当部署をご案内します。

(3) 支障物件について、申請前に各物件管理者と調整（移設の可否・場所、施工時期・方法など）のうえ、調整結果がわかる書面（議事録など）を作成してください。

また、車両乗入れのための歩道切下げの主な基準の「(1) 設置位置<原則>」の④～⑥に該当する場合には、所轄警察署、バス事業者とも同様に調整のうえ、議事録などの作成をしてください。



□1～□21については、占用担当の窓口、または次のHPからも入手できます。

東京都建設局>入札・申請書>建設局申請様式>道路占用関係申請様式  
[https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/appli/youshiki/douro\\_senyo.html](https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/appli/youshiki/douro_senyo.html)  
の「4 承認工事」

東京都第五建設事務所>道路>道路の管理>事務的管理  
<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/goken/doro-kasen/doro-jimu/doro-jimu.html>  
の「15」～「17」

- (5) 必要書類・部数が揃っているか、申請前にもう一度ご確認をお願いいたします。  
道路工事施行承認申請の標準処理期間は、閉庁日を除き18日間です。  
ゆとりを持った申請書のご提出をお願いいたします。
- (6) 承認書の受領時に、工事監督部署の案内図・着手届・完了届をお渡しいたします。  
工事監督部署あて、工事着手前に「着手届」を提出してください。また、工事完了後は、撮影日の入った現場写真を添付のうえ、「完了届」を持参提出し、完了確認を受けてください。  
いずれも占用担当の窓口では受付・確認できかねますので、ご了承ください。  
なお、工事監督部署は承認書に綴られている「条件」でもご確認いただけます。
- (7) 承認書が発行されてから、警察署長あて「道路使用許可」を申請してください。  
申請にあたり必要になる道路管理者の確認受付は、工事監督部署にて行います。  
占用担当の窓口では受付できかねますので、ご了承ください。
- (8) 既承認内容を変更される場合は、変更内容に応じた申請をお願いいたします。

【例】

- ・工事期間の延伸 = 「道路工事期間延伸申請書」
- ・施行者の変更 = 「道路工事施行者変更承認申請書」
- ・施行内容の変更 = 「道路工事施行承認申請書」

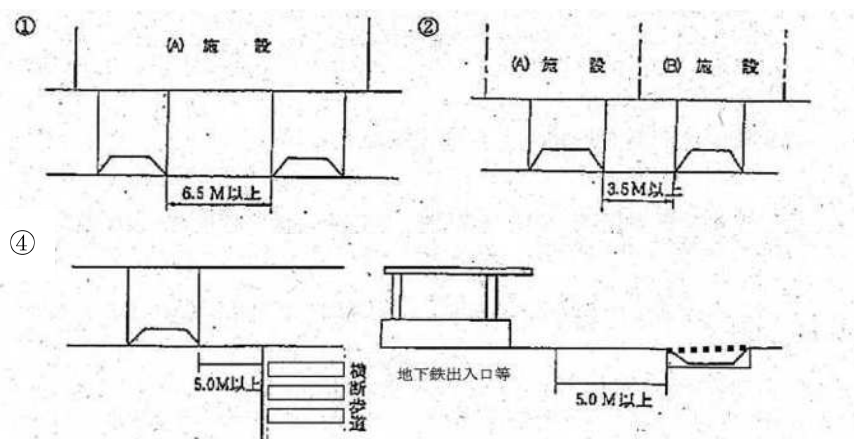
<問い合わせ先>

東京都第五建設事務所 管理課 占用担当 東京都葛飾区東新小岩1-14-11 (JR新小岩駅北口徒歩7分) 電話：03-3692-4364 (直通) 受付時間：平日9時～12時 13～17時 (土日祝日・年末年始は閉庁日です)
---

## 車両乗入れのための歩道切下げの主な基準

### (1) 設置位置<原則>

- ①同一施設のための切下げは2箇所までとし、切下げ間は6.5m以上の離かくを確保すること。
- ②他施設のための切下げと近接する場合は3.5m以上の離かくを確保すること。
- ③街角曲線部(歩道巻込み部)には切下げを設置しないこと。
- ④横断歩道及びその前後5m以内(横断歩道橋・地下道・地下鉄出入口から5m以内)には切下げを設置しないこと。
- ⑤交差点(総幅員7m以上の道路の交差する交差点)及び交差点の側端(巻込み形状の場合は曲がり終わったところ)から5m以内には切下げを設置しないこと。
- ⑥バス停車帯(バスベイ)、バス停留所(バス停留所標識柱のみの場合は前後10m)には切下げを設置しないこと。



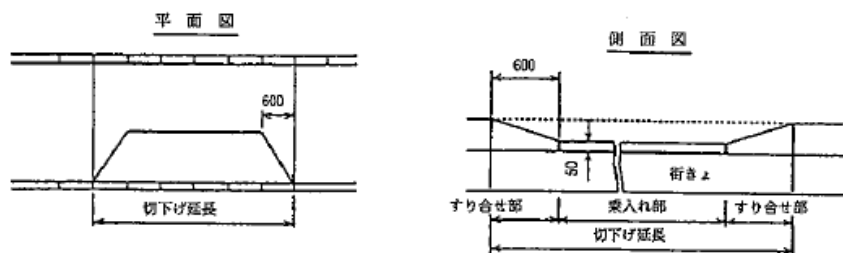
やむを得ず④、⑤にあたる位置に切下げを設置される場合には所轄警察署と、⑥にあたる位置に切下げを設置される場合にはバス事業者と、それぞれ申請書提出前に調整すること。

### (2) 切下げ延長

切下げの延長(すり合せ部も含む)は必要最小限で設計すること。

なお、次の場合は車両軌跡図、所轄警察署の所見等により、その必要幅を審議する。

- ・車庫、駐車場のために設置する切下げ(永久切下げ)で、5.45mを超える場合
- ・解体新築工事等のために設置する切下げ(工事中切下げ)で、7.27mを超える場合



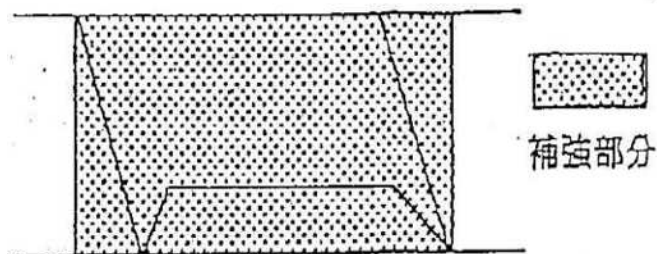
切下げ延長について(155型の構造図より)

(3) 斜め切下げについて

乗入れ施設は、歩車道境界線に対して直角を原則とする。

ただし、関係者との調整状況から移設困難な支障物件等がある場合、審議の上、真にやむを得ないもの認められる時に限り、60度まで斜めに設置できる。

なお、その場合の歩道舗装の補強範囲は、歩車道境界線に対し両最端部より直角線内とする。



(4) 切下げ部の舗装構造

典型的な切下げ部の舗装構造例は下のとおり。

工事用切下げの場合は、D型のアスファルトコンクリート(アスコン)舗装とすること。

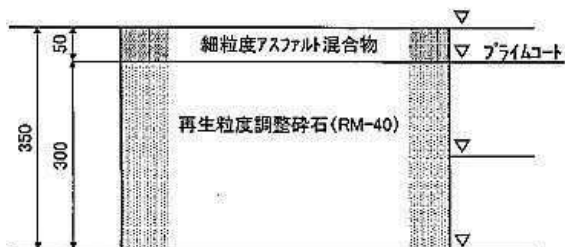
(詳しくは申請書添付の構造図・仕様書を参照すること)。

なお、電線共同溝整備済区間においては、電線共同溝切下げ構造を参照すること。

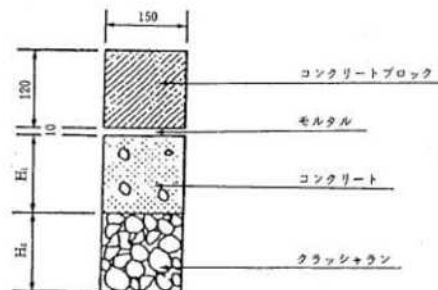
乗入れ舗装35型(アスコン) <A~C型>

乗入れ部舗装止石<A~D型>

39. 乗入れ舗装 35型 (アスコン)

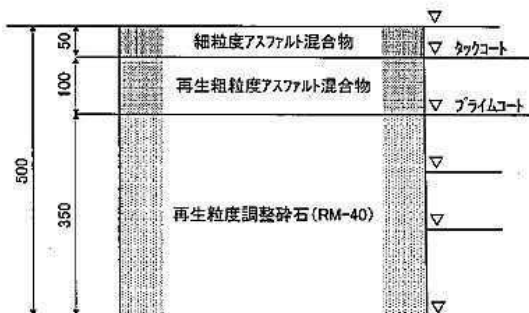


舗装止石構造



乗入れ舗装50型(アスコン) <D型>

40. 乗入れ舗装 50型 (アスコン)



舗装止石部舗装  
(該当する欄を赤枠で囲むこと)

項目 種別	コンクリート (BB182B)	クラッシュラン (C-40又はRC-40)	モルタル (1:3)
A 型	15cm	15cm	1cm
B 型	15cm	15cm	1cm
C 型	15cm	15cm	1cm
D 型	20cm	20cm	1cm
E 型	—	—	1cm

工事用の場合は、D型の舗装構造とする。

# 道路工事施行承認申請書作成要領

## 1 申請書記載要領

- 1) 年月日については、提出年月日とすること。
- 2) 申請先については、各建設事務所長(島しょの場合は各支庁長)とすること。
- 3) 申請者が法人である場合には、住所の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。  
なお、申請者については次によること。
  - (1) 建築工事等のための一時的なものであるときは、工事請負者が申請すること。
  - (2) 建築工事完了後、継続して車庫等のために歩道切り下げを使用するとき、  
又は新規に歩道切り下げ工事を行うときは、車庫等の所有者が申請すること。
- 4) 「施工目的」については、「車庫等に車を乗り入れるため」、「〇〇ビル建築工事に伴う工事用車両の一時乗り入れのため」等具体的に記載すること。
- 5) 「場所」の欄は、住居表示で記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 6) 「工事概要」については、道路及び附属物の形態の変更内容を記載し、「施工数量」として延長、面積等の施工規模を記載すること。  
「(2)その他」については、「ガードレールの一時撤去」、「街路樹の移植」等の工事の内容を記載し詳細については添付図書の工事内容内訳書に記載すること。
- 7) 「工事の期間」については、工事を施行する期間を記載すること。  
(工事用車両の一時乗り入れのための使用期間は含まない。)  
なお、工事期間は原則として着手後2週間以内とすること。
- 8) 「復旧工事期間」については、復旧工事があるときのみ記載すること。
- 9) 「施工方法」の欄は、「直営・請負」については、該当するものを○で囲み、  
請負の場合のみ「施工業者」の欄に業者名等を記載すること。

## 2 図面等の作成要領

大きさはA4サイズ(大きな図面はA4サイズに折ること)にすること。

- 1) 案内図(市販の地図を利用することも可能)  
目安となる駅、建物等を入れ、工事場所を赤枠で囲むこと。
- 2) 工事によって道路の形態が変わるときは、「施行前」「施行後」を作成し、  
新設物件は「赤色」、撤去物件は「黄色」でそれぞれ着色すること。
- 3) その他  
工事内容内訳書、誓約書、構造図、仕様書、現況写真については各図書の指示に従い記載すること。ただし、誓約書は、申請者(申請者が法人である場合は代表者)が氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

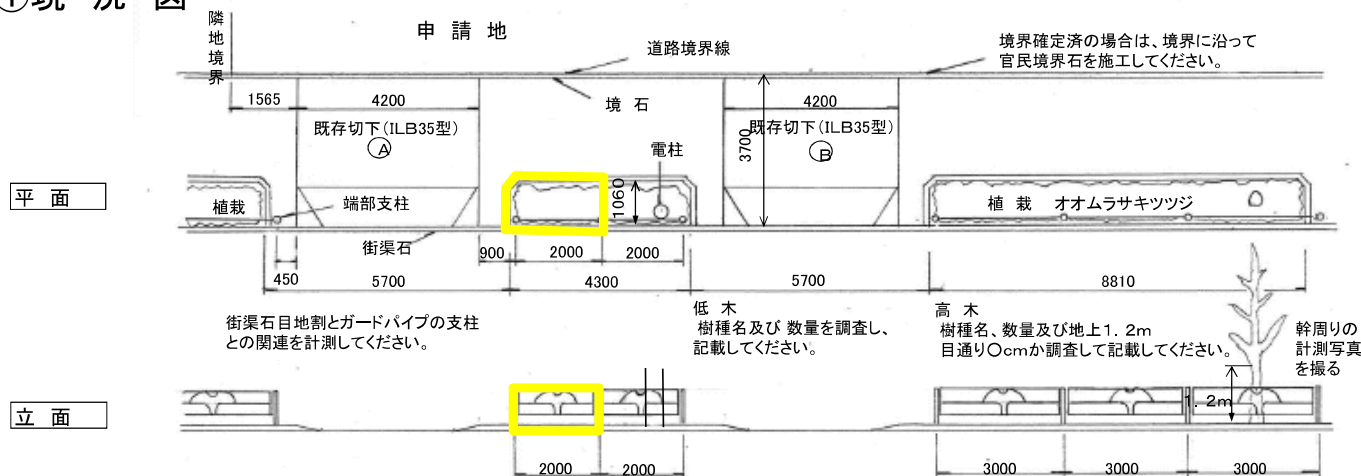
## 3 提出部数

3部

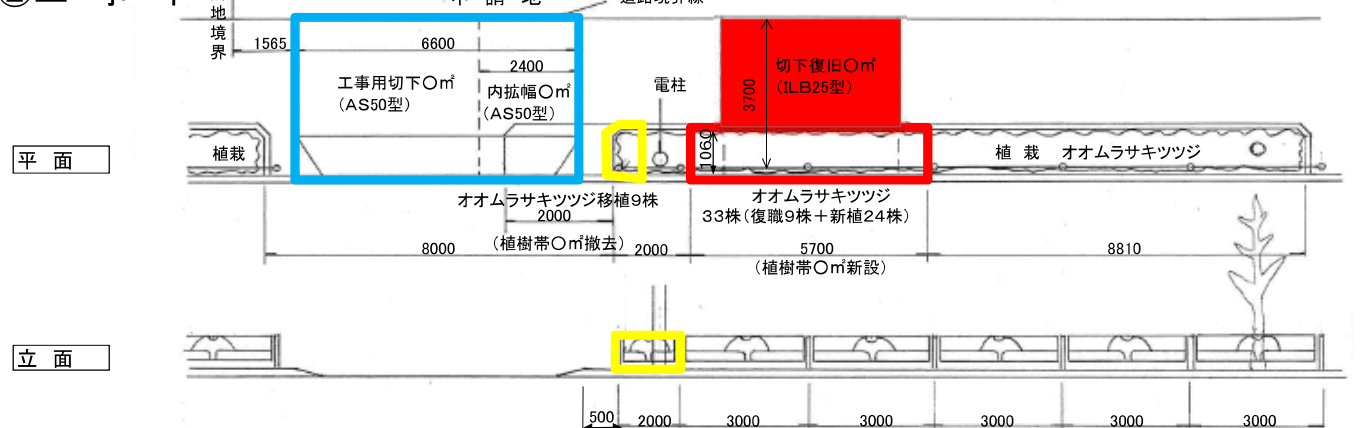
申請書(4部複写)に各図書を添付すること。

## 平面・立面図の作成例

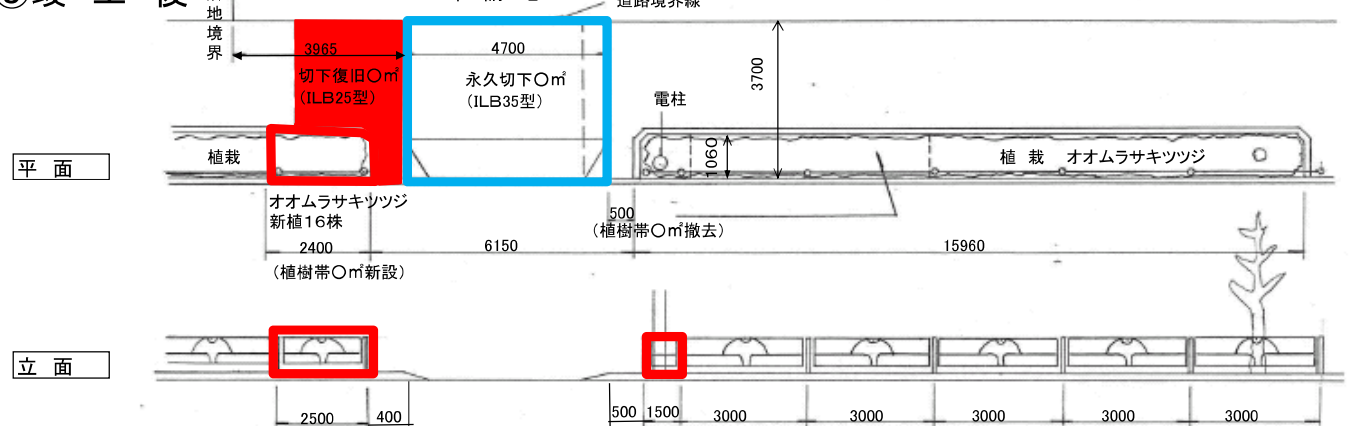
### ① 現況図



### ② 工事中

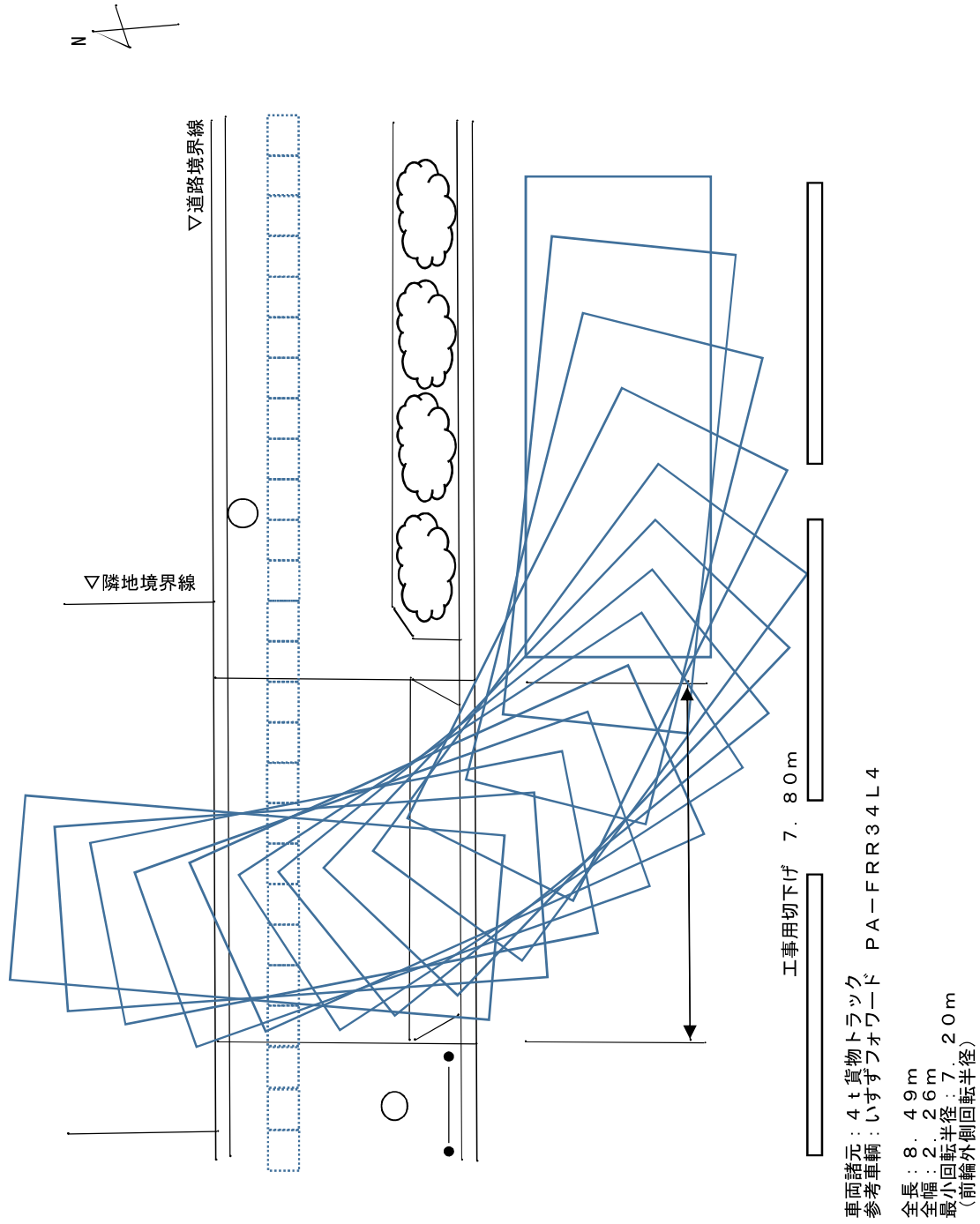


### ③ 竣工後



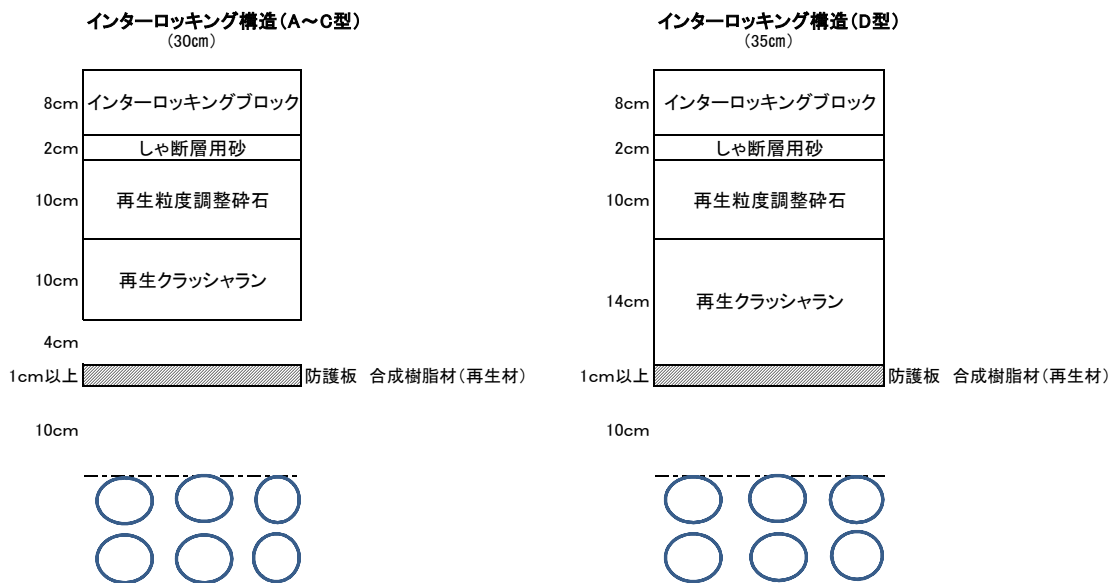
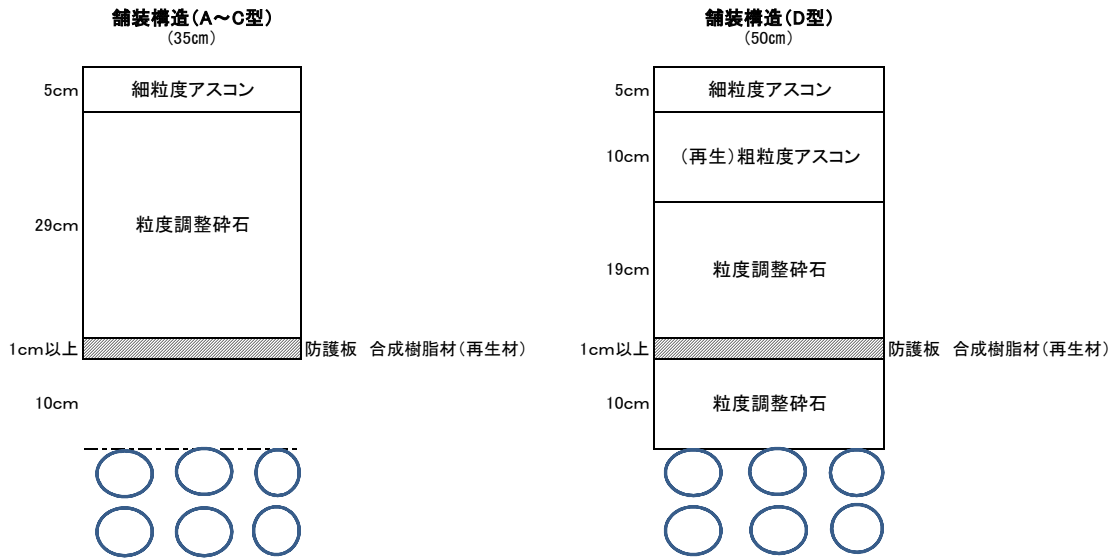
- ※1 「工事内容内訳書」記載の物件及び数量を記入してください。  
なお、「工事内容内訳書」に記載する数量は、①現況図→②工事中の施工数量と、  
②工事中→③竣工後の施工数量の合計値としてください。
- ※2 新設物件は「赤色」、撤去物件は「黄色」でそれぞれ着色してください。
- ※3 不要となる切下げは、切り上げて一般部構造への復旧をお願いいたします。
- ※4 切下げすり合わせ部とガードパイプの端末支柱との離隔は30cm～60cm程度として下さい。

# 車両軌跡図の作成例





## 電線共同溝切下げ構造

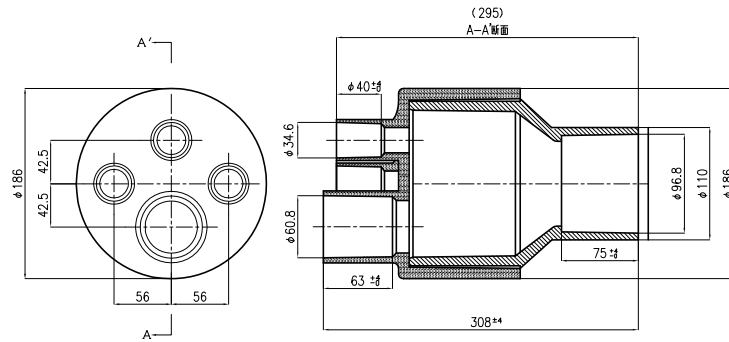


雑品詳細図

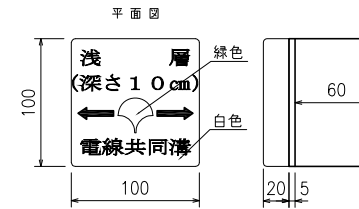
S=図示

引込分散継手 (φ75/φ50×1+φ25×3) S=1/5

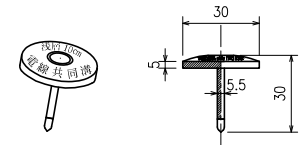
(引込分散継手・防護板・埋設標示ブロック, 鉚)



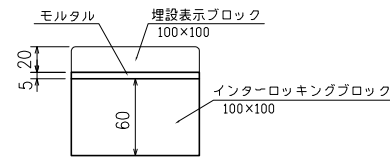
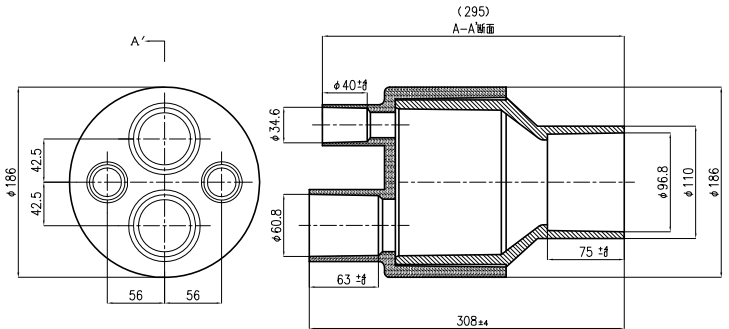
埋設標示ブロック S=1/4



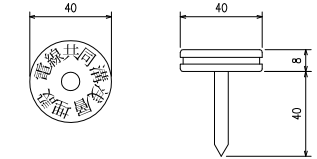
埋設標示鉚 (材質-アルミ合金)



引込分散継手 (φ75/φ50×2+φ25×2) S=1/5



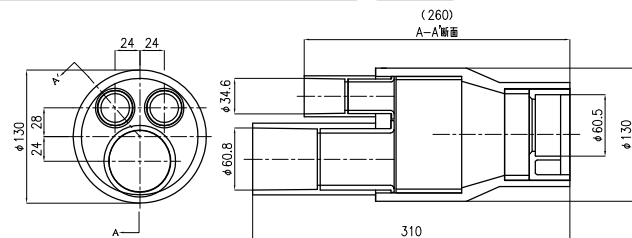
浅埋設区間 埋設標示鉚 (材質-アルミ合金)



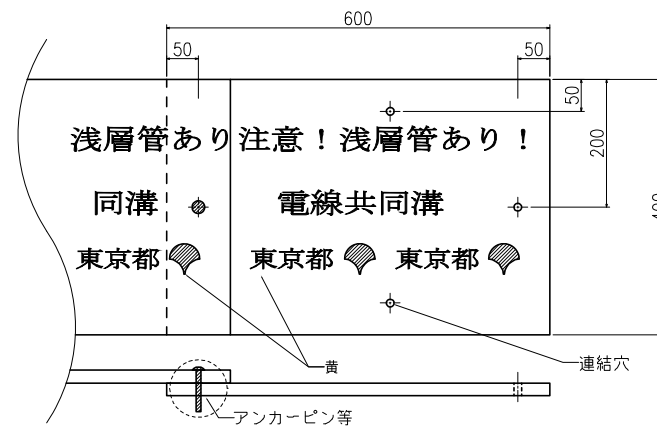
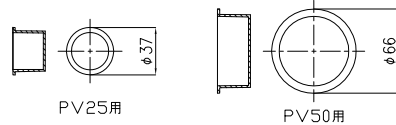
防護板

S=1/8

引込分散継手 (φ50/φ50×1+φ25×2) S=1/5



分岐側受口用内キャップ S=1/4



NO	作成年度	雑品詳細図
19401 (旧19401)	H25 (H30訂補)	(引込分散継手・防護板・埋設標示ブロック, 鉚)